養水第３２７号
令和５年１１月２８日

養老町上下水道事業経営審議会長　様

養老町長　川地　憲元

諮問書

養老町上下水道事業経営審議会条例第２条の規定により、下記の事項について意見を求めます。

記

１．諮問事項　　水道料金債権放棄の方針及び債権放棄額について

２．諮問理由

従来、水道料金は、公債権として位置づけられており、時効完成後は債権が消滅していましたが、平成15年10月10日最高裁決定により民法に基づく私債権であることが確定し、債権を消滅させるには時効の援用や債権放棄が必要となっています。

その後、債権管理事務の適正化、効率化をねらいとした養老町債権管理条例が平成27年4月1日に施行され、債権放棄についても規定が制定されましたが、水道料金の未収金のうち、督促や催告後も納付されずに時効が完成したものについて、養老町上下水道事業会計規程第26条の規定により不納欠損処分を行い、その後は帳簿外で管理する方法をとってきました。その結果、帳簿外で管理している未収債権の件数は年々増え続けています。

長期にわたり帳簿外で管理している未収債権は、その債務者が行方不明である場合や死亡している場合など、回収できる可能性が著しく低いものが大半を占めており、このような年々増え続ける未収債権を永久に帳簿外で管理し続ける現行の管理方法は、その管理コスト等を考えれば合理的とはいえないため、現在、養老町上水道事業において、養老町債権管理条例に基づき債権放棄を検討しています。

つきましては、水道料金債権放棄の方針について、並びに現在帳簿外管理している水道料金の債権放棄について、貴審議会の意見を求めます。